

報告第13号

令和3年度池田町公営企業会計資金不足比率の報告について

池田町は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度池田町公営企業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 池田町公営企業会計資金不足比率

会計名	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)	備考（事業規模）
ブドウ・ブドウ酒 事業会計	—	20.0	(599,937 千円)
水道事業会計	—	20.0	(173,896 千円)
下水道事業会計	—	20.0	(104,108 千円)
病院事業会計	—	20.0	(996,817 千円)

2 監査委員の意見書 別冊